

## 第5章 乗車券の様式

### 第1節 通則

(乗車券類の表示事項)

第92条 乗車券の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発行日付
- (5) 発行箇所名

2. 次の各号に掲げる乗車券類にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略若しくは、その他必要事項を追加または裏面を表示することがある。

- (1) 臨時に発行する乗車券
- (2) その他特殊の乗車券

(この章に規定する乗車券の様式の変更または補足等)

第93条 この章において規定する乗車券の様式は、印刷上の様式であつて、それぞれの乗車券は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に、不足する事項または印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記入し、切断し、または入缺する等の方法によって補うものとする。

2. 乗車券の様式は、必要によって、次の各号に定めるところにより変更することがある。

- (1) 前条第1条に規定する表示事項
  - イ. 表示事項の一部の裏面表示
  - ロ. 表面事項の配列の変更
- (2) 前号以外の様式
  - イ. 乗車券の寸法の変更
  - ロ. 表示事項の表示箇所、配列または表示方法の変更
  - ハ. 表示事項の一部の省略または追加

3. 乗車券の様式で、大人、小児等に共用できる様式のものであつても、専用の様式のものを使用することがある。

4. 小児用等の乗車券は、次の各号に規定する記号を関係券片の表面に影文字等をもって印刷する。

- (1) 小児用の乗車券 「小」
- (2) 学生用の乗車券 「学」または「学小」

(乗車券類の文字の表示方)

第94条 乗車券類の使用文字は、印刷または、印章によって表示する場合を除き黒色のボールペンで記入する。

(字模様の印刷)

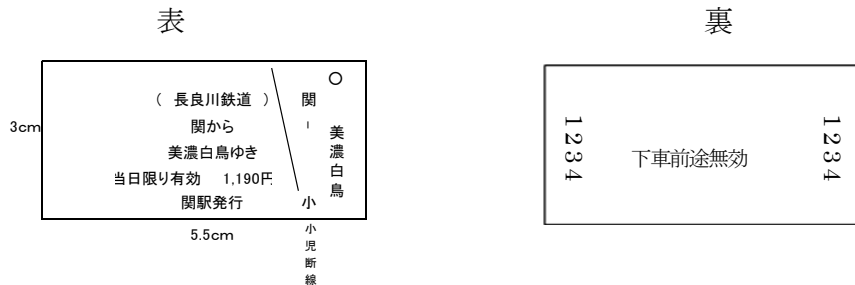
第95条 乗車券類の表面に次の字模様を印刷する。

- |                  |     |
|------------------|-----|
| (1) 普通乗車券        |     |
| ア. 一般式大人・小児用     | 淡青色 |
| イ. 準常備式社線内大人・小児用 | 淡青色 |
| ウ. 準常備式連絡大人・小児用  | 淡緑色 |
| (2) 定期乗車券        |     |
| ア. 通学定期          | 淡青色 |
| イ. 通学定期          | 淡赤色 |
| ウ. 特殊割引(持参人)定期   | 淡緑色 |
| (3) 回数乗車券        |     |
| ア. 普通回数乗車券       | 淡緑色 |
| イ. 通学回数乗車券       | 淡赤色 |
| (4) 特別補充券        | 淡緑色 |
| (5) 団体乗車券・貸切乗車券  | 淡緑色 |
| (6) 指定席券         | 淡緑色 |

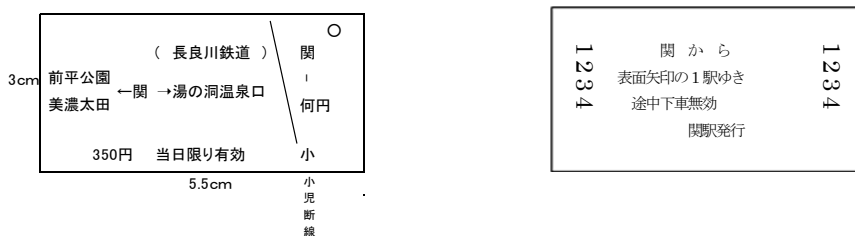
(常備片道乗車券の様式)

第96条 常備片道乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般式大人小児用



(2) 矢印式大人小児用



備考 乗車券の循環番号は、1号から10,000号までとし10,000号は「0000」と表示する。

(準常備式乗車券の様式)

第97条 準常備乗車券の様式は、次の号に定めるとおりとする。

ア. 社線内大人・小児用

乙 冊		No		0147-01	
長良川鉄道乗車券(社線用)					
発行月日		大人	領収額		
月 日		小児	¥		
月 日		その他	円		
発	駅名	着	発	駅名	着
	美濃太田			大矢	
	前平公園			福野	
	加茂野			美並苅安	
	富加			赤池	
	関富岡			深戸	
	関口			相生	
	刃物会館前			郡上八幡	
	関			自然園前	
	関市役所前			山田	
	関下有知			徳永	
	松森			郡上大和	
	美濃市			万場	
	梅山			上万場	
	湯の洞温泉口			大中	
	洲原			大島	
	母野			美濃白鳥	
	木尾			白鳥高原	
	八坂			白山長滝	
	みなみ子宝温泉			北濃	
発売当日限り有効・下車前途無効					
記事	本社				
	関機関区		列車乗務員 発行		

備考1. 乗車券は1冊50枚綴りとし、冊循環番号は1号から500号までとする。

備考2. 乗車券は、甲片(旅客用)乙片(報告用)の2片制とする。

備考3. 乗車券を往復用として発売する場合は、連続した2券片を使用し第1券片は「ゆき」欄に第2券片は「かえり」欄に「○印」を付け両券片とも「通用2日」とし、記事欄に「往復用」と記入する。

備考4. 乗車券1枚で複数の旅客に対して発行した場合は、記事欄に「収受額何円」と記入する。

(補充定期乗車券の様式)

第98条 補充定期乗車券の様式は次のとおりとする。(通学定期様式省略)

ア. 通学定期大人・小児用

(表)

No1234					No1234	
甲	長良川鉄道通学定期乗車券	1 箇 月	3 箇 月	6 箇 月	乙	
	殿	才			学	
	月	日から	經由		月	日から
			日まで			日まで
			平成	年	月	日
¥	円	駅発行		1	3	6
					社	
					JR	
					計	
					駅発行	

9cm 6cm

(裏)

ご 注 意	
(1)	身分証明書は必ず携帯し係員から請求がある時はお見せ下さい。
(2)	次のような場合は乗車券を無効として回収し、全区間の運賃及び増運賃を頂きます。 イ使用資格者、氏名、年齢、乗車区間、その他事実を偽って購求して使用された時。 ロ券面の表示事項をぬり消し、又改変して使用した時。 ハ記入人以外の者が使用された時。 ニ区間の連続しない他の乗車券を合わせて使用し、その券片に表示された区間と区間の間を無札で乗車された時。 ホ通用期間以外の期間に使用された時。 ヘ通用区間以外の区間に使用された時。 ト通用期間が切れたり、不用になった時はお返してください。

備考1. 乗車券の循環番号は、1号から10,000号までとし10,000号は「0000」と表示する。

備考2. 小学生に対して発売する乗車券は、券面に 学小 を印刷する。

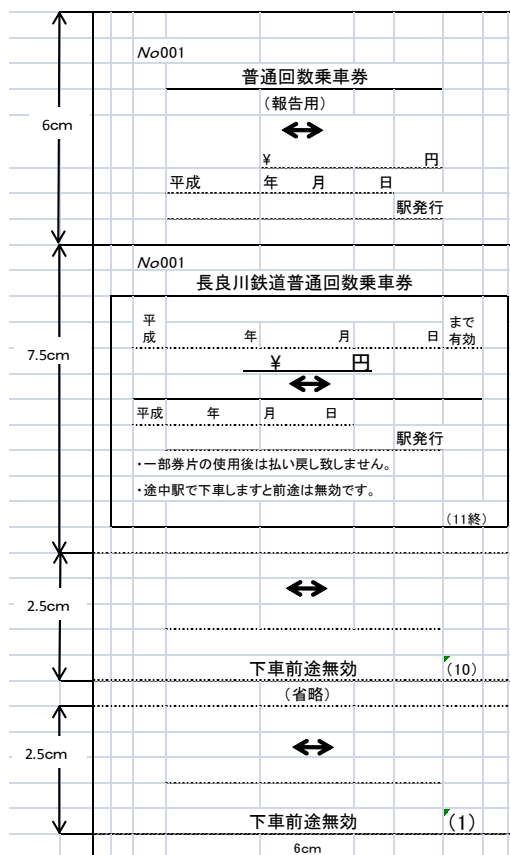
備考3. 女性に対して発売する場合は、券面氏名の上部に赤色の鉛筆で横線1条を引く。

備考4. 定期券を継続して発売する場合は、定期乗車券表面中央部右方に 継続 の印を押捺する。

(補充普通回数乗車券の様式)

第99条 補充一般普通回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人・小児用



(特別補充券の様式)

第100条 特別補充券の様式は、次のとおりとする。

(甲) No001-01

**長良川鉄道乗車券**

<b>事由</b>	<b>領収額</b>			
	¥		千	円
<b>原券</b>	月日	から	種別	号
		有効	から	円
	券 経由 ( )			
	收受又は 変更区間 経由 ( )			
<b>人口</b>	大人	小児	その他 (発売日共)	
<b>記事</b>	日間有効			
	平成	年	月	日
				駅発行

8cm

備考1. 乗車券は1冊50枚綴りとし、冊循環番号は、1号から10,000号と表示する。

備考2. 乗車券は、甲片(旅客用)乙片(報告用)の2片割とする。

備考3. 乗車券は(甲片)の裏面に次のように印刷する。

発売日共通用当日として発行した場合は、途中下車前途無効です。

(団体乗車券の様式)

第101条 団体乗車券の様式は、次のとおりとする。

<p style="text-align: center;"><b>不乗証明欄</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">内訳</td> <td style="width: 15%;">大人</td> <td style="width: 10%;">名</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小児</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>扱者</td> <td></td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>期日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>日</td> <td></td> </tr> </table> <p>ご注意 不乗者があった場合は当該車掌の本不乗証明書を御持参の上通用期間内に発行案内所へ御請求下さい。 相当代金をお返しいたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">記事</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> </table>	内訳	大人	名			小児	名		扱者		印	期日	平成	年	月			日		記事		<p style="text-align: right;">長良川鉄道(乙)冊 No0051-21</p> <p style="text-align: center;"><b>団体乗車券</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">乗車月日</td> <td>月</td> <td>日</td> <td colspan="2">種類</td> <td>普通</td> <td>学生</td> </tr> <tr> <td>申込者</td> <td>住所</td> <td colspan="2">氏名</td> <td>一人当たり</td> <td>一人当たり</td> <td>人員</td> <td>団体運賃</td> </tr> <tr> <td>乗降区間</td> <td></td> <td>普通旅客運賃</td> <td>1-割引率</td> <td>割引旅客運賃</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">領収額</td> <td colspan="2">計</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>記事</td> <td colspan="3">平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>駅発行</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">長良川鉄道</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	乗車月日		月	日	種類		普通	学生	申込者	住所	氏名		一人当たり	一人当たり	人員	団体運賃	乗降区間		普通旅客運賃	1-割引率	割引旅客運賃				⇒								⇒								⇒								領収額				計				記事	平成			年	月	日	駅発行		長良川鉄道						
内訳	大人	名																																																																																												
	小児	名																																																																																												
	扱者		印																																																																																											
期日	平成	年	月																																																																																											
		日																																																																																												
記事																																																																																														
乗車月日		月	日	種類		普通	学生																																																																																							
申込者	住所	氏名		一人当たり	一人当たり	人員	団体運賃																																																																																							
乗降区間		普通旅客運賃	1-割引率	割引旅客運賃																																																																																										
⇒																																																																																														
⇒																																																																																														
⇒																																																																																														
領収額				計																																																																																										
記事	平成			年	月	日	駅発行																																																																																							
	長良川鉄道																																																																																													

(貸切乗車券の様式)

第101条の2 貸切乗車券を発行する場合は、団体乗車券を使用する。この場合団体乗車券を貸切乗車券に訂正して発行する。

備考1. 乗車券は、1冊50枚綴りとし、冊循環番号は1号から100号までと表示する。

備考2. 乗車券は、甲片(旅客用)乙片(報告用)の2片制とする。

(特殊割引乗車券の様式)

第102条 特殊割引乗車券の様式は、その都度会社において企画する。(様式省略)

(乗車券の駅名等の表示方)

第103条 乗車券の駅名及び旅客運賃の表示方は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。
- (2) 常備片道乗車券にあつては、旅客運賃が2駅以上の着駅に対して同額となる場合は、当該2駅以上を共通の着駅として表示することがある。

(旅客運賃の割引等に対する表示)

第104条 旅客運賃の割引等を行う乗車券には、その証として、関係券片の表面(第7号に規定する記号については裏面)にゴム印の押捺等により、次の各号に定める記号等の表示を行う。

(1) 旅客運賃を割引するもの

イ. 第28条の規定による被救護者割引

- ①被救護者用                      ②付添人



直径 10 mm

ロ. 第70条の規定による臨時特殊割引



7 × 15 mm

(2) 大人用の乗車券を小児用に代用するもの



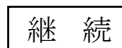
直径 10 mm

(3) 再交付するもの



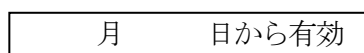
一辺 10 mm

(4) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券をその有効期間の開始日前から有効とさせるもの。




一辺 10 mm

(5) 普通乗車券で有効期間の開始日を発売日後の日とするもの。



3 × 35 mm

ただし、表面に表示しがたい時は裏面に表示し、表面には「」と表示する。

(6) イ. 第31条による身体障害者が単独で乗車する場合。



直径 10 mm

ロ. 第1種身体障害者及び第2種身体障害者が介護者とともに旅行する場合に対する乗車券



直径 10 mm

ハ. 介護者に対する乗車券

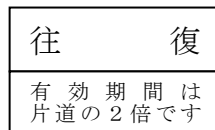


直径 10 mm

(7) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの。

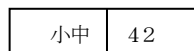
「証番 号」 10×2.5 mm

(8) 片道乗車券2枚を発行し、往復乗車券に代用するもの。



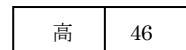
15×20 mm

(9) 連絡に係る小学生及び中学生に通学定期乗車券を発売する場合



8×16 mm

(10) 連絡に係る高校生に通学定期乗車券を発売する場合



8×16 mm

(11) イ. 第1種知的障害者及び第2種知的障害者が単独で乗車する場合



直径 10 mm

ロ. 第1種知的障害者及び第2種知的障害者が介護者とともに旅行する場合に対する乗車券



直径 10 mm

・介護者に対する乗車券



直径 10 mm

(1 2) イ. 障害等級1級精神障害者・障害等級第2級精神障害者及び障害等級第3級精神障害者が単独で旅行する場合



直径10 mm

ロ. 障害等級1級精神障害者・障害等級第2級精神障害者及び障害等級第3級精神障害者が介護者とともに旅行する場合で障害等級1級精神障害者・障害等級第2級精神障害者及び障害等級第3級精神障害者に対する乗車券



直径10 mm

ハ. 介護者に対する乗車券



直径10 mm

(1 3) 65歳以上の運転免許自主返納者に対する乗車券



直径10 mm